

● 兵庫県で狩猟できる鳥獣の種類及び期間

種 類	期 間
<p>○鳥類(28種)</p> <p>カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）*、キジ（亜種のコウライキジを含む）*、コジュケイ、バン、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス</p> <p>○獣類(18種)</p> <p>タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ</p>	<p>11月15日から 翌年 2月15日まで</p> <p>ただし、 ニホンジカ及び イノシシに限り 翌年3月15日まで</p>

※メスキジ及びメスヤマドリについては平成29年9月15日から令和4年9月14日まで捕獲が禁止されています。

お 知 ら せ

次の2点についてご協力ください。

- 1) R4.1.9～1.23までの間は「カモ類センサスの日」として全国一斉にガンカモ調査が実施されますので、カモの狩猟は行わないでください。
- 2) 生息数の少ないヨシガモ・ハシビロガモについては当面、捕獲を自粛してください。